

在胎 36 週 0 日以降に出生した新生児・乳児における
ビタミン K 欠乏性出血症の予防法ならびに症例に関する全国調査（一次調査）

新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症は、とりわけ頭蓋内出血例では予後不良ですが、ビタミン K 補充で予防可能です。日本小児科学会では、本症の疫学調査、ならびに経口ビタミン K 製剤を用いた予防法の改訂を進めてきました。2021 年に日本小児科学会を含めた関連学会は、肝胆道系疾患の早期発見に努めつつ、出生時より生後 3 か月まで週 1 回経口内服（#経口 13 回法）を共同で提言しました

(https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=134)。しかしながら経口 13 回法の有効性は示されていません。海外では出生後にビタミン K を 1 回筋注する方法が推奨されていますが、国内では筋注製剤は販売されていません。本症で測定されてきた腫瘍マーカー/PIVKA-II は保険適用外です。

日本小児科学会／新生児委員会／新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症の調査研究のための小委員会では、ビタミン K 欠乏性出血症における診療の課題、ならびに経口 13 回法が普及したと推測される状況での本症の疫学を調査します。

#本調査では、出生後の入院中に 2 回投与、退院時に 1 ケース（10 本）を渡している施設も 13 回法に該当します。

問い合わせ先

日本小児科学会事務局 新生児委員会担当

jps-pmed@jpeds.or.jp

調査への協力に同意します。

○ 同意します。 →次ページからご回答ください。

○ 同意しません。 →調査は終了となります。ご協力ありがとうございました。

*施設名 自由記載

*回答者氏名 記述

*回答者のメールアドレス 記述

医療機関コード（数字 10 桁） 記述（半角数字）

(<https://www.iryokikan.info/>からご確認いただけます)

*質問 1 2025 年 1 月時点で、在胎 36 週 0 日以降に出生した新生児・乳児に対して、あなたの施設ではどのようなビタミン K 補充療法を採用していますか？（複数回答可）

☐ 栄養法に関わらず、出生時より生後 3 か月まで週 1 回経口内服（経口 13 回法）

☐ 母乳栄養に限り、出生時より生後 3 か月まで週 1 回経口内服（経口 13 回法）

- ☐ 栄養法に関わらず、哺乳確立時、産科退院時、生後 1 か月時経口内服（経口 3 回法）
- ☐ それ以外 記述

*質問 2 過去 3 年間（2022 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）に、在胎 36 週以降に出生した新生児・乳児で、ビタミン K 欠乏症が原因と思われる出血性疾患（頭蓋内出血、消化管出血など）の症例はありますか？

- ☐ はい
- ☐ いいえ

*質問 2-1 症例があった場合は、二次調査のご協力は可能でしょうか？

- ☐ はい
- ☐ いいえ
- ☐ 症例なし

質問 3 ビタミン K 補充療法（経口 3 回法・13 回法いずれも）で以下の経験や報告はありますか？経験や報告がないご施設は「経験なし」をチェックしてください。

- ☐ 経験なし
- ☐ 嘔吐
- ☐ 飲み忘れ
- ☐ 養育者による意図的な経口差し控え（Parental Refusal）
- ☐ それ以外 記述

質問 4 ビタミン K 欠乏症の評価には、どの検査項目を優先して測定していますか？最優先の項目を一つだけチェックしてください。

- ☐ トロンボテスト
- ☐ ヘパプラスチンテスト
- ☐ PT-INR
- ☐ PIVKA-II
- ☐ それ以外 記述

質問 5 ビタミン K 欠乏症の診療で PIVKA-II の査定を受けたことはありますか？

- ☐ はい
- ☐ いいえ
- ☐ PIVKA-II を測定していない
- ☐ 不明

質問 6 海外では出生後にビタミン K を 1 回筋注する方法（1 回筋注法）も推奨されていま

す。しかしながら、本邦では筋注用ビタミンK製剤は販売されておられません。あなたはどの程度筋注用ビタミンK製剤への要望がありますか？

○ ○ ○ ○ ○
不要 1 2 3 4 5 必要

質問7 2021年11月の共同提言では「肝胆道系疾患の早期発見のため、母子手帳の便カラーカードの意義を医療者は理解し、この活用方法を保護者に指導すること」と記載されています。あなたは1か月健診時に、どの程度便カラーカードを確認していますか？

○ ○ ○ ○ ○
全く確認していない 1 2 3 4 5 必ず確認している

質問8 本調査に関してご意見ください。

長文記述

ご協力ありがとうございました。

二次調査ご協力に「はい」と回答頂いた回答者には、別途メールにて調査ページのURLを送付致します。